

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月25日（月）10：00～11：05

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室D

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

実用炉監視部門 小坂企画調査官、片岸主任原子力専門検査官

核燃料施設等監視部門 百瀬管理官補佐

専門検査部門 澤田原子力規制制度研究官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 桐原調整係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他2名

中部電力株式会社 原子力部 運営グループ 副長

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

日本原燃株式会社 輸送管理部 輸送管理グループ 副長

原子力エネルギー協議会 部長 他4名

#### 5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）から、配布資料（1）に基づき、保安活動におけるプロセスと記録の信頼性の考え方について説明があり、原子力規制庁とA T E N A等で意見交換を行った。原子力規制庁から、自主検査等の対象として挙げられていない検査の扱いについて質問し、記載された以外の次工程等へリリースするための検査等も対象であることを確認した。また、独立のグレードに応じた体制で「発注者と受注者の関係による独立」について、原子力規制庁から、調達管理との関係を質問し、A T E N A等で、現場の担当者が実際に作業を行う上で困らないように、整理して記述を修正することとなった。

(2) A T E N A等から、配布資料（2）に基づき、核燃料物質等の運搬に係る検査範囲とその信頼性の確保について説明があり、質疑応答を行った後、上記（1）の「発注者と受注者の関係による独立」の記述の修正を反映することを前提として、原子力規制庁とA T E N A等とで、大きな認識の相異はないことを共有した。

## 6. 配布資料

- (1) 保安活動におけるプロセスと記録の信頼性確保の考え方について (A T E N A 資料)
- (2) 核燃料物質等の運搬に係る検査範囲とその信頼性の確保について (案) (A T E N A 資料)